

栃木県景観条例の所管区域の変更について

令和7(2025)年4月1日から、下図のとおり栃木県景観条例に基づく大規模行為届出事務の所管が変更となります。

なお、申請窓口については従前どおり市町都市計画担当課から変更はありません。

変更となる所管区域

<現 行(令和6年度まで)>

上三川町
那須烏山市
那珂川町

宇都宮土木事務所

塩谷町 大田原土木事務所

<令和7年度以降>

上三川町 宇都宮土木事務所

那須烏山市
那珂川町

烏山土木事務所

塩谷町 矢板土木事務所

お問い合わせ先

- 宇都宮土木事務所 保安全管理課 〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-20
TEL:028-626-3140
- 烏山土木事務所 管理部 〒321-0621 那須烏山市中央 1-6-92
TEL:0287-83-1321
- 矢板土木事務所 保全部 〒329-2163 矢板市鹿島町 20-10
TEL:0287-44-2186
- 大田原土木事務所 保安全管理課 〒324-8765 大田原市本町 2-2828-4
※問い合わせは3/31まで TEL:0287-23-6613



栃木県 県土整備部 都市政策課 景観づくり担当

☎028-623-2463 FAX 028-623-2595